

# 令和5年度 ちば起業家応援事業「地域交流会」実施要領

令和5年7月20日

令和5年度「ちば起業家応援事業」に係る「地域交流会」については、この要領に定めるところにより実施します。

## 1 事業目的・概要

起業家同士の情報交換や人的ネットワーク形成を支援することで、起業機運・起業家応援の機運を醸成し、地域内で継続的に起業家を応援・支援するしくみをつくり、地域活性化へとつなげる「ちば起業家応援事業・地域交流会」（以下「交流会」という。）を開催します。

## 2 実施主体

県内市町村、起業支援に取り組む事業者（支援機関を含む）、団体等

※交流会の主催は「千葉県」、企画・運営は「ちば起業家応援事業実行委員会」となります。

## 3 実行委員会の主な業務

- (1) 企画及び運営の補助
- (2) 開催告知用チラシの提供（1開催地あたり1,000枚）
- (3) 開催告知用ウェブページ制作
- (4) 当日のプログラム内容に係る機材、備品及び消耗品等の手配
- (5) 勉強会に関する企画の決定（※県と協議して最終決定します）
- (6) ビジネスプランを発表する起業家（以下、「プレゼンター」という。）の発表内容に関するブラッシュアップ（講師派遣を含む）
- (7) プレゼンターをはじめとする起業家と支援機関等との交流支援
- (8) その他、県、実行委員会及び実施主体が協議の上、必要と認めるもの

## 4 実施主体の主な業務

- (1) 企画及び運営
- (2) 開催概要（日時、会場等）の決定
- (3) 関係各所への後援、協力等要請
- (4) 集客・広報（SNS投稿などを含む）
- (5) 勉強会に関する企画及び講師候補の提案
- (5) 会場設営（一部機材、備品の手配含む）
- (6) プレゼンターの公募・選出
- (7) プレゼンブラッシュアップ会におけるプレゼンターと支援機関等の交流支援（支援機関の選定・協力依頼を含む）
- (8) 開催当日にチラシ等の配布を希望する事業者、団体等の募集・選定
- (9) 開催当日の司会・受付業務
- (10) プレゼンターの追跡調査
- (11) その他、県、実行委員会及び実施主体が協議の上、必要と認めるもの

## 5 実施主体への応募

実施主体として交流会の開催を希望する場合は、ちば起業家応援事業に係る「地域交流会」エントリーシート（様式第1号）に記入し、実行委員会にご提出ください。その後、実行委員会と協議を行い、交流会開催に向けて開催日時や会場等の概要が固まった段階で、実行委員会が確認書（様式第2号）を作成します。

### (1) 申込先

ちば起業家応援事業実行委員会

〒260-0013 千葉市中央区神明町 200 秋葉ビル 103（株式会社 PLUS-Y 内）

電話：080-7241-5789（平日 10 時～17 時）

e-mail：info@i-hivechiba.com

### (2) 申込受付期間

令和 5 年 7 月 20 日（木）～8 月 10 日（木）

※お申し込みをいただいた順に対応し、3か所の開催地が決定した時点で相談の受付終了としますので、お早目にお申し込みください。

## 6 実施主体の選定方法等

実施主体は以下の選定基準に基づき決定します。

### 《選定基準》

#### (1) 趣旨

- ①地域の現状や課題を的確に把握しており、事業の目的や計画が妥当であること。
- ②交流会開催地の市町村と連携が図られ、起業家等に対する円滑な支援が行えるようになる取組であること。
- ③ちば起業家応援事業の他の取組と連携が図られること。

#### (2) 成果

交流会開催により、地域の起業の活発化が期待できること。

#### (3) 継続性・発展性

交流会終了後も起業支援の取組の継続・発展が見込まれること。

#### (4) 実行性

交流会開催に必要な人員・組織体制を有していること。

#### (5) 広域性

以下のいずれかに該当する地域での開催を優先する。

- ①近隣市町村と連携して開催する地域
- ②起業支援に関わる経済団体や民間事業者、教育機関等と連携する地域

## 7 関係機関との連携

起業支援の取組は、実施主体が単独で行うよりも、地域の起業支援に関係する機関が連携することで、より効果的な支援が可能となります。

そのため、市町村以外の団体等が交流会を開催する場合は、実行委員会に加え、開催地の市町村へ確認書（第2号様式）の写しを提出するとともに、交流会実施前後に開催地の市町村と協議又は意見交換等を実施してください。

## 8 実施報告について

4 実施主体の主な業務が完了した日から起算して 30 日以内に、実施報告書（第 3 号様式）を提出してください。

## 9 留意事項

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業遂行が困難になった場合は、速やかに実行委員会へ報告し、指示を受けてください。
- (2) 事業の中止・廃止をする場合は実行委員会の承認が必要になります。
- (3) 実行委員会が事業の状況報告を求めた時は、適宜報告をしてください。
- (4) 交流会実施の前後に県及び実行委員会からヒアリングを実施する場合があります。
- (5) 実施主体は、交流会終了後も起業支援の取組を継続するよう努めてください。
- (6) 自然災害（地震、台風など）等により、交流会の安全な運営に支障があるまたは支障が生じる恐れがある場合、県、実行委員会、実施主体との協議の上開催を中止とすることがあります。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、県及び実行委員会が別に定めるものとします。